

原 村

障がい者計画・第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

原 村

※「障害者」の表記について

「障害者」の表記について、一般的に「障害」、特に「害」という文字は否定的な意味合いが強く、「障がい者」という言葉を用いた方がよいのではないかという意見があり、本計画においては表記を「障がい者」に統一することといたしました。

なお、本計画では、「障害者総合支援法」のような法令名や、「障害者手帳」といった固有名詞については表記を「障害者」のままとしております。

※用語説明について

用語説明は、資料編に記載予定です。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	法令等改正の動き	2
3.	計画の位置づけ	6
4.	計画の対象	7
5.	計画の期間	7
6.	計画策定の体制	7
第2章	障がいのある人を取りまく状況	8
1.	統計から見る障がいのある人の状況	8
2.	アンケート調査結果からみえる現状	13
3.	現状と課題	24
第3章	障がい者計画	30
1.	基本理念	30
2.	基本目標	31
第4章	施策の展開	33
基本目標1	障がい者に対する理解の促進	34
基本目標2	相談しやすい環境づくりの推進	35
基本目標3	権利擁護および虐待防止の推進	37
基本目標4	療育・保育・教育の充実	38
基本目標5	保健・医療・福祉サービスの充実	40
基本目標6	就労・社会参加の促進	42
基本目標7	福祉のむらづくりの推進	44

第5章	第7期障がい福祉計画	46
1	第6期障がい福祉計画における目標の進捗状況	46
2	第7期障がい福祉計画における数値目標の設定	48
3	障がい福祉サービスの実績と見込み.....	51
第6章	第3期障がい児福祉計画	61
1	第2期障がい福祉計画における目標の進捗状況	61
2	第3期障がい児福祉計画における数値目標の設定.....	61
3	障がい児福祉サービスの実績と見込み.....	62
第7章	計画の推進体制	63
1	行政体制の整備	63
2	住民参加による推進体制の充実.....	63
3	計画の進行管理	64
資料編	65
1	用語説明	65
2	計画の策定経過	71
3	原村障害者福祉計画推進協議会設置条例	72



第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

さらに、令和3年6月に事業者による合理的配慮の提供の義務化を定める「改正障害者差別解消法」が公布（2024年4月施行）、令和4年6月に障がい児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化を定める「改正児童福祉法」が公布（2024年4月施行）、令和4年12月に地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援を定める「障害者総合支援法等一部改正法」が公布（2024年4月施行）されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

このため、村では、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を実施し、本計画で掲げる目標達成のに向けた取組の強化を図るとともに、地域住民誰もが生きがいを持って豊かな人生をおくるための支援策の整備を進めます。今後、地域住民や関係機関と連携した本事業の推進体制の確立が急務となります。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい者等に対する虐待防止、障がい福祉データベースの活用による計画策定の推進、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化などが盛り込まれるなど、見直しがされています。

こうした背景のもと、本村では、令和3年3月に策定した「原村障がい者福祉計画」並びに「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本村の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした「原村障がい者福祉計画」、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2. 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

■ 障害者基本計画(第5次) (令和5年3月)

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<基本原則>

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

<施策の円滑な推進>

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

(2) 関連法の動向

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 学校教育法等の一部改正(平成 30 年)

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成 30 年)

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

エ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定(平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

オ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定(令和元年)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

カ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定(令和元年)

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、図書館利用に係る視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(令和2年)

- ・共生社会実現に向けた機運醸成を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化
 - ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ・国民に向けた広報啓発の取組推進
 - ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小中学校、バスターミナル等）

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正(令和4年)

- ・事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれた

ケ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)(令和4年)

- ・障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

■ 基本指針の基本的理念に係る見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障がい者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

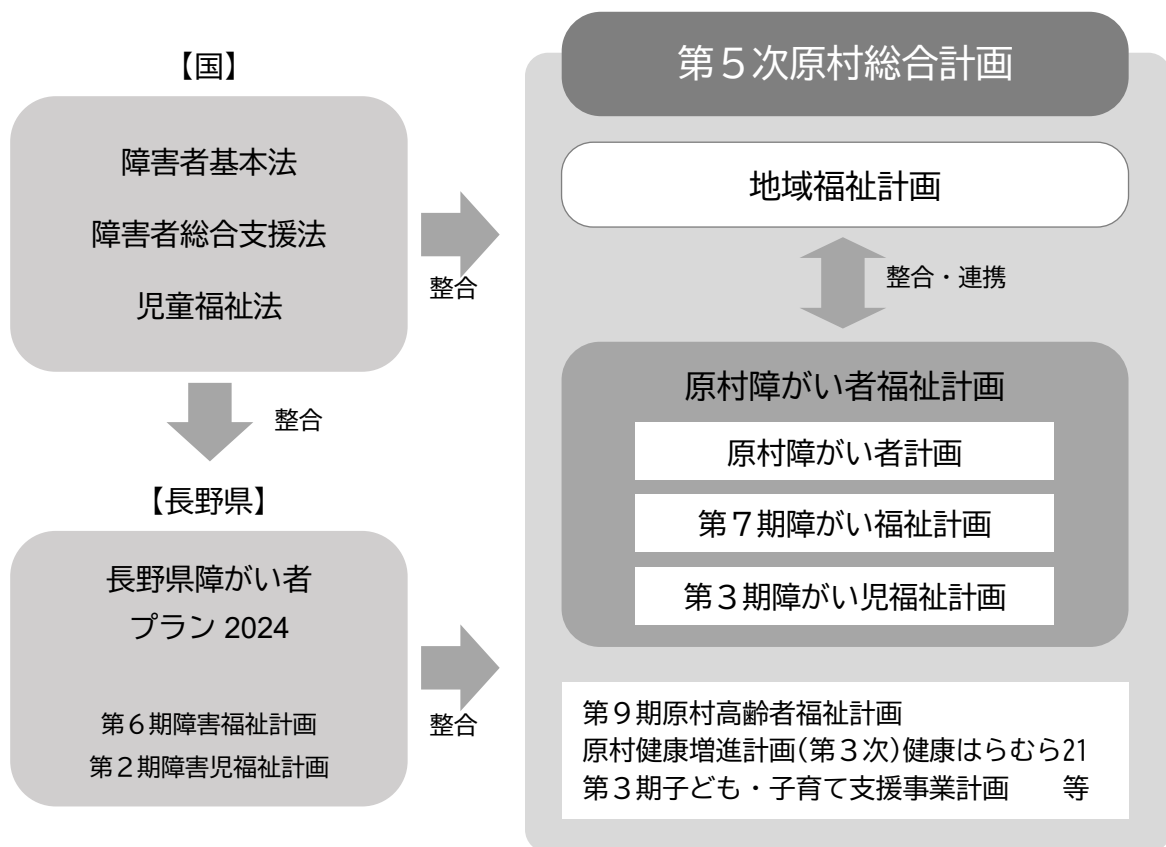
※ 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第項および児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害福祉児障害福祉計画を定めるにあたって、サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が、基本的な方針を定めたものです。

3. 計画の位置づけ

障がい者計画は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、住民、関係機関・団体、事業者、村（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

本計画は、総合計画の障がい者福祉部門の個別計画として具体化した計画となり、他の福祉部門の計画との整合・連携を図ります。また、国の基本指針及び長野県が策定した関連計画や村が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が位置付けられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するために、17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs の推進は、本計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGs の達成に貢献します。



4. 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5. 計画の期間

この、原村障がい者福祉計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

計画	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
障がい者計画	障がい者計画			障がい者計画		
障がい福祉計画	第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画		

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障害者手帳をお持ちの方にアンケート調査を実施し、意見や要望の把握を行いました。前計画策定にあたり抽出した課題、解決策は引き継ぎつつ、新たに生じた問題や社会情勢の変化等に対応するための取組を盛り込みました。

計画の作成を進めるために、障がい者福祉、障がい者施設、養護学校をはじめとした関係者 8 名で構成する原村障がい者福祉計画推進協議会で、上位計画との整合性を図りながら、施策の内容検討を行いました。

第 2 章

障がいのある人を取りまく状況

1. 統計から見る障がいのある人の状況

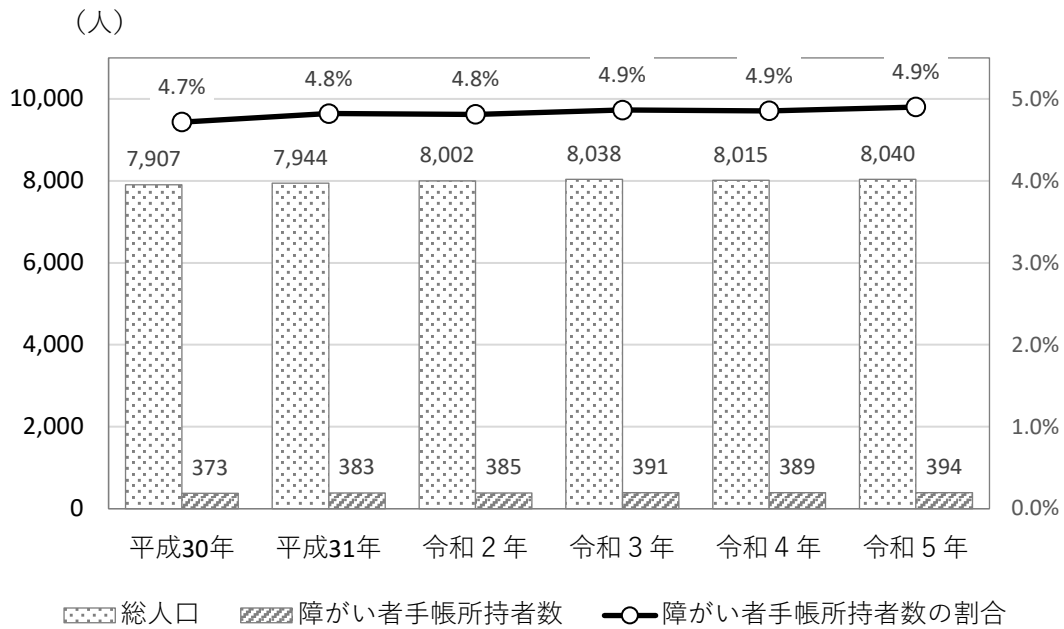
(1) 障害者手帳所持者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和 5 年 4 月 1 日現在 8,040 人で、増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、和 5 年 4 月 1 日現在 394 人で、近年微増状態にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は 4.9%と横ばいで推移しています。

図表 人口、障害者手帳所持者数の推移



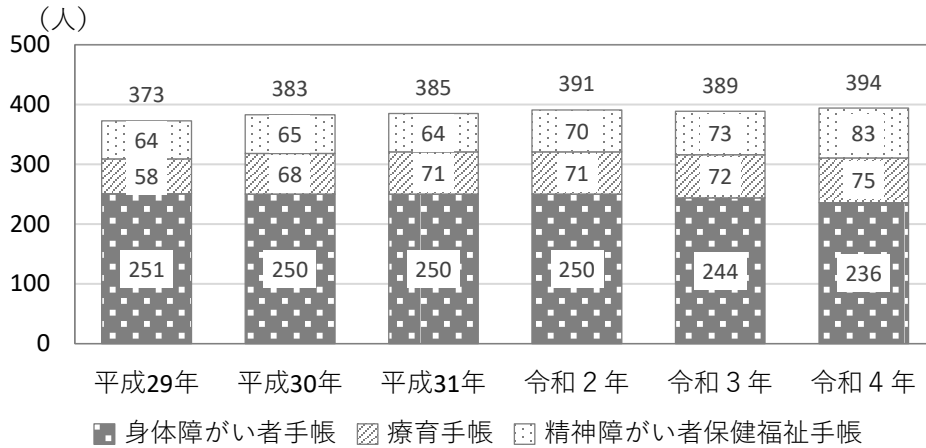
資料：人口は住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年 4 月 1 日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末現在 236 人となっています。

一方、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在 75 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在 83 人となっています。

図表 障害者手帳別所持者数の推移

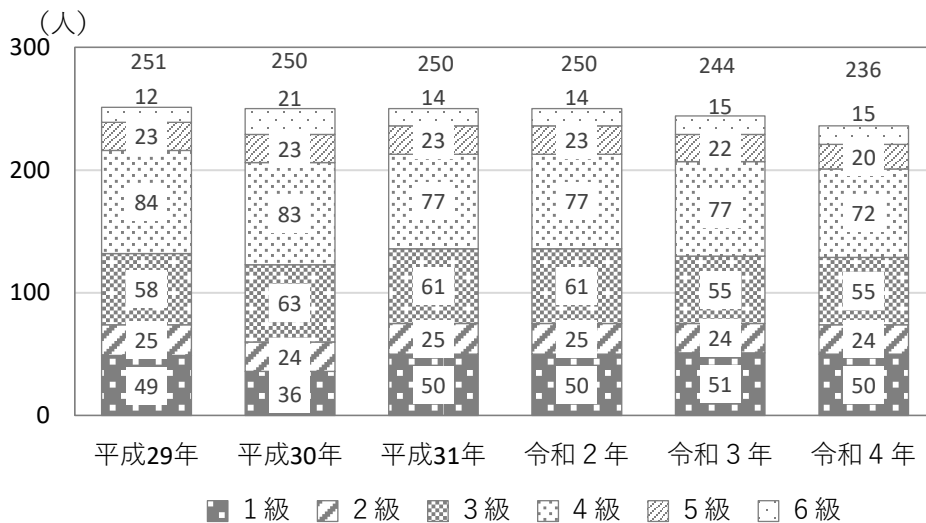


資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、4級の手帳所持者数が72人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が55人となっています。また、4級、3級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

図表 等級別身体障害者手帳所持者数

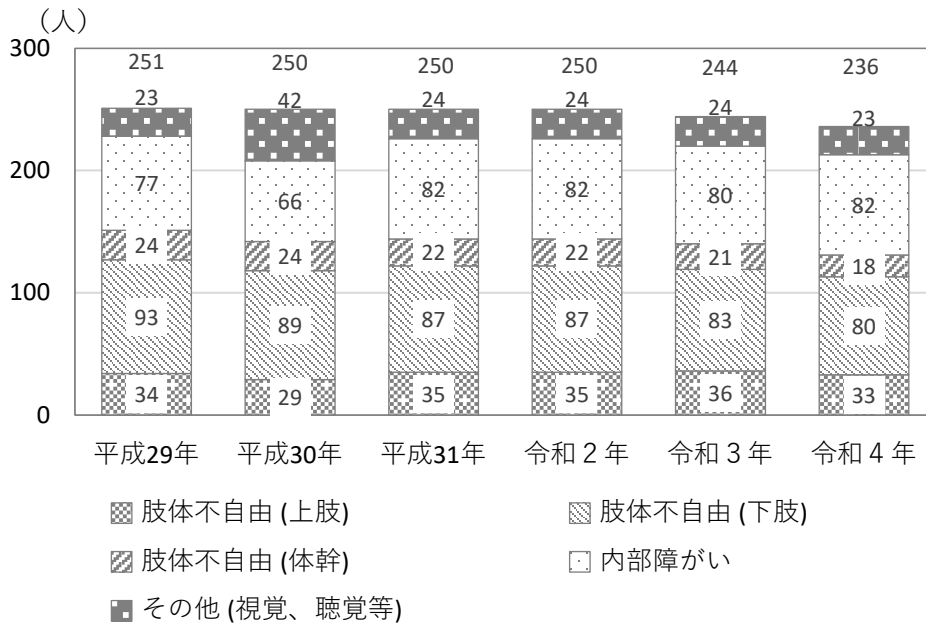


資料：庁内調べ（各年度末現在）

④ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和4年度末現在、内部障がい82人と最も多く、次いで肢体不自由（下肢）が80人となっています。また、肢体不自由（体幹）、肢体不自由（下肢）の手帳所持者数は減少傾向にあります。

図表 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

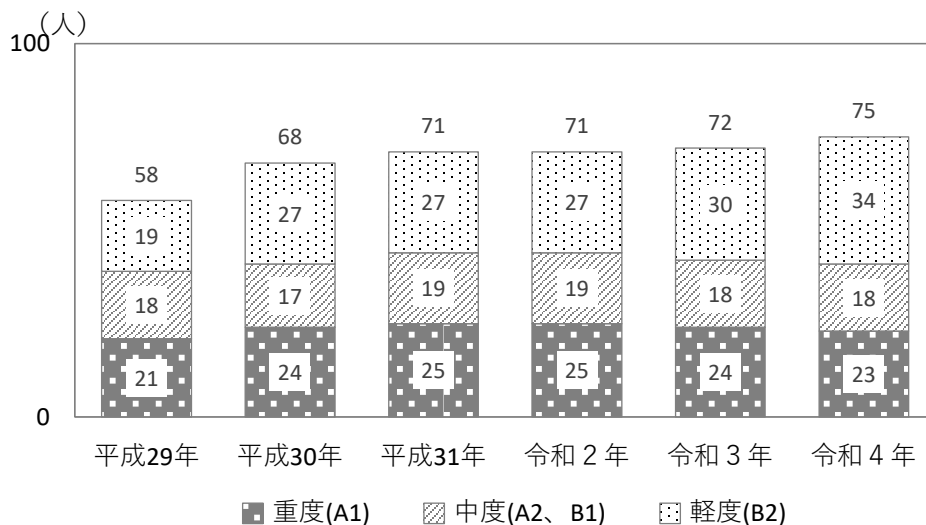


資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑤ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和4年度末現在、軽度（B2）の手帳所持者数が34人で最も多く、次いで重度（A1）の手帳所持者数が23人となっています。また、軽度（B2）の手帳所持者数は増加傾向にあります。

図表 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

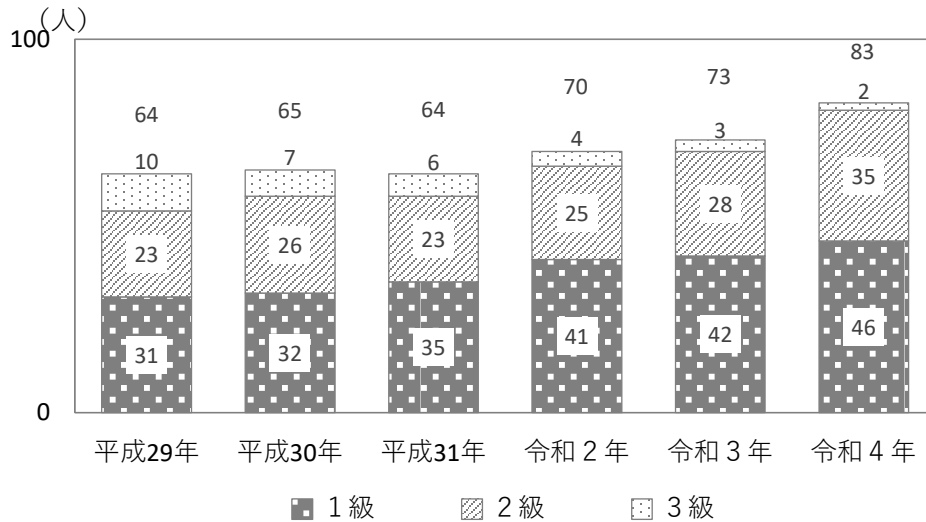


資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑥ 精神障害者手帳所持者数の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が46人で最も多く、次いで2級の手帳所持者数が35人となっています。また、1級、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

図表 精神障害者手帳所持者数の等級別推移

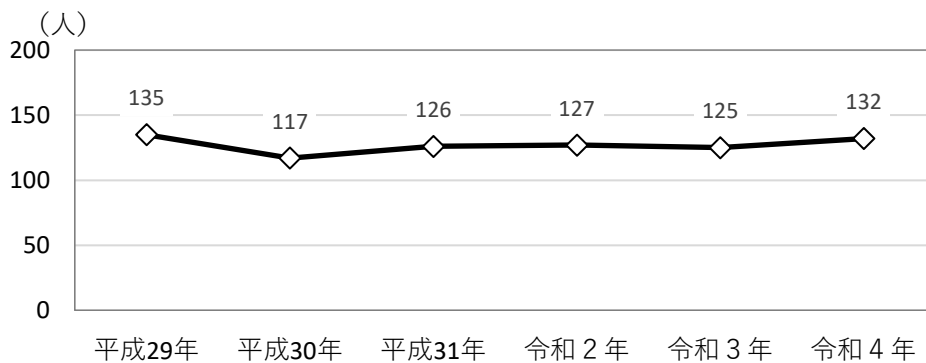


資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑦ 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和4年度末現在132人となっています。

図表 自立支援医療受給者数の推移

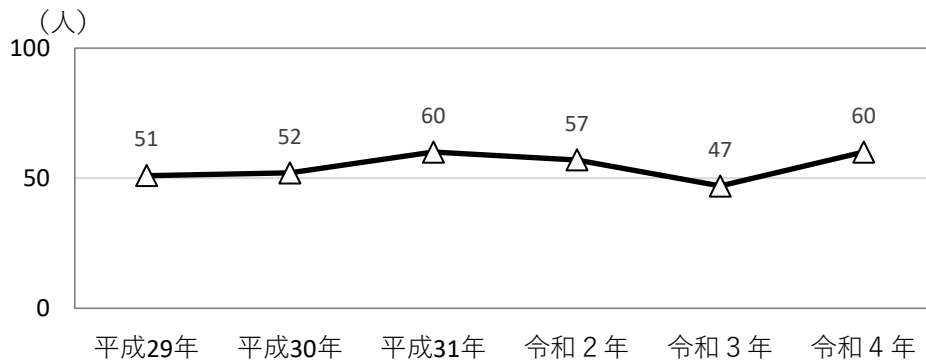


資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑧ 難病医療費等助成受給者数の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和4年度末現在60人となっています。

図表 難病医療費等助成受給者数の推移

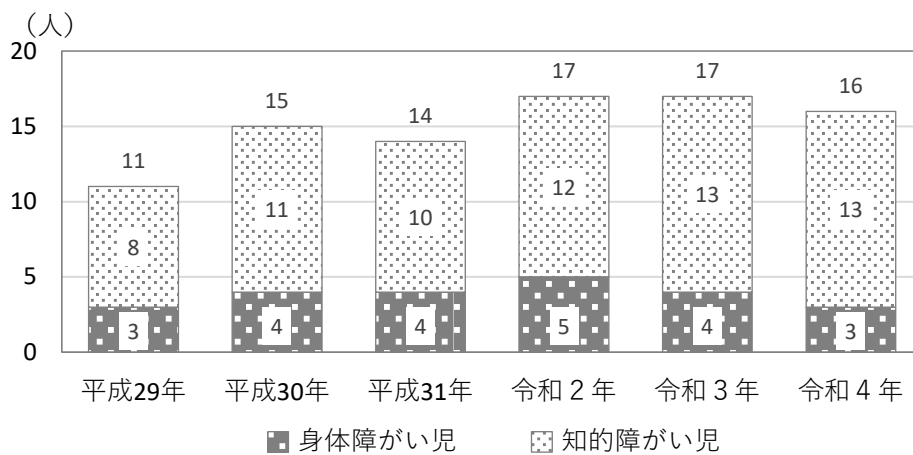


資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑨ 障がい児数の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和4年度末現在3人で横ばいとなっています。知的障がい児では、令和4年度末現在13人で増加傾向にあります。

図表 障がい児数の推移

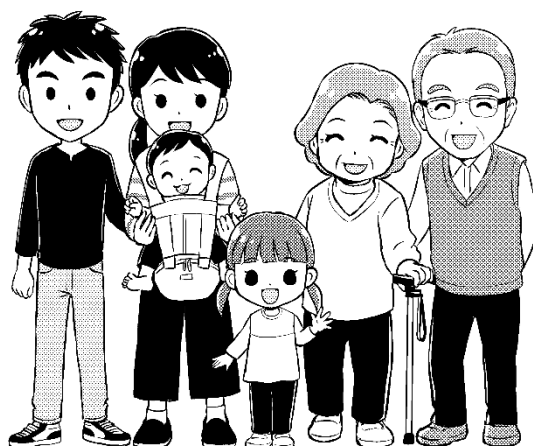


資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

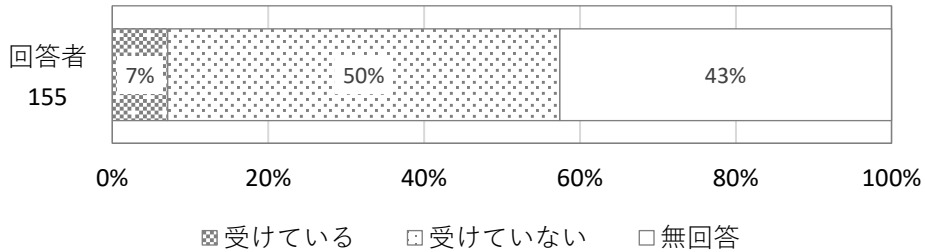
調査の目的	令和6年度を初年度とする原村障がい者計画・原村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定の基礎資料として調査を実施しました。
調査対象	原村在住の障害者手帳をお持ちの方
調査期間	令和5年10月17日から令和5年11月2日
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数：377通 有効回答数：155通 有効回答率：41%
調査結果の表示方法	<ul style="list-style-type: none">・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第1位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。・クロス集計の場合、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。



(2) 障がい等の状況について

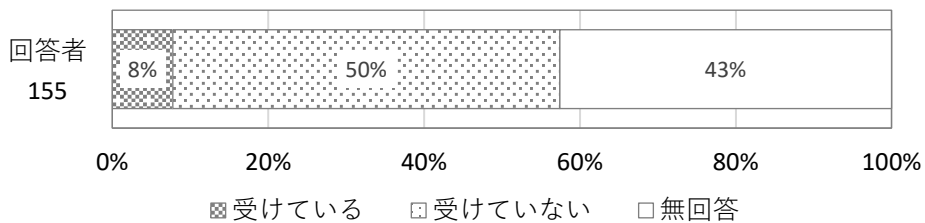
① 発達障がいの診断の有無

「受けている」の割合が7%（11人）、「受けていない」の割合が50%、「無回答」の割合が43%となっています。



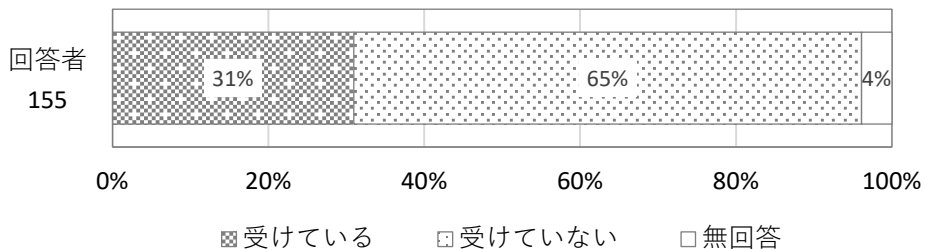
② 難病(特定疾患)の認定の有無

「受けている」の割合が8%（12人）、「受けていない」の割合が50%、「無回答」の割合が43%となっています。



③ 医療的ケアの受診の有無

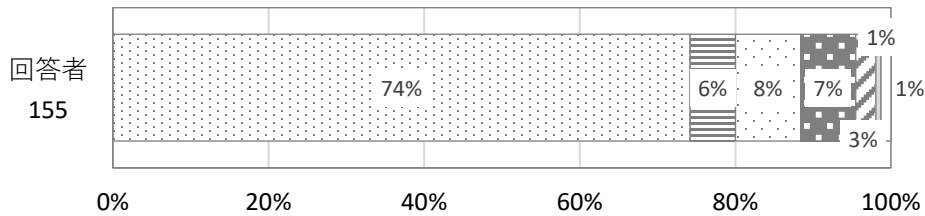
「受けている」の割合が31%（48人）、「受けていない」の割合が65%、「無回答」の割合が4%となっています。



(3) 日常生活、暮らしについて

① 将来に希望する暮らし方

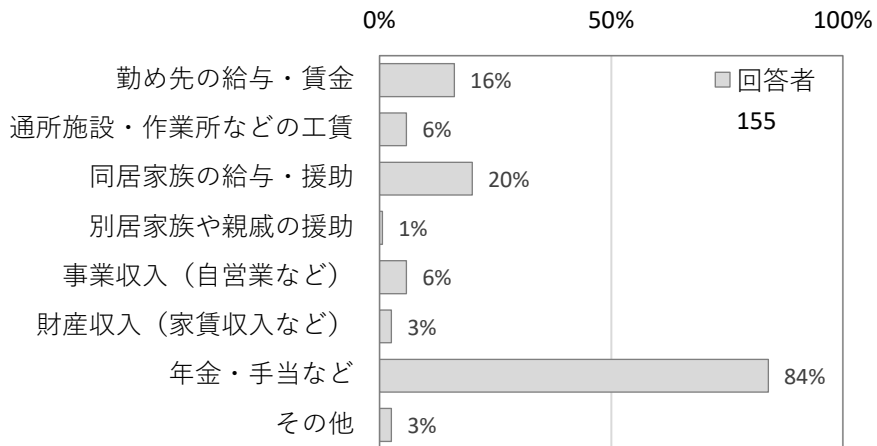
「今のままの状況が続けたい」の割合が74%と最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」の割合が8%となっています。



- 今のままの状況が続けたい
- 一人で暮らしたい
- 家族と一緒に暮らしたい
- 福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
- 仲間と共同生活がしたい（グループホーム、ケアホームなど）
- その他
- 無回答

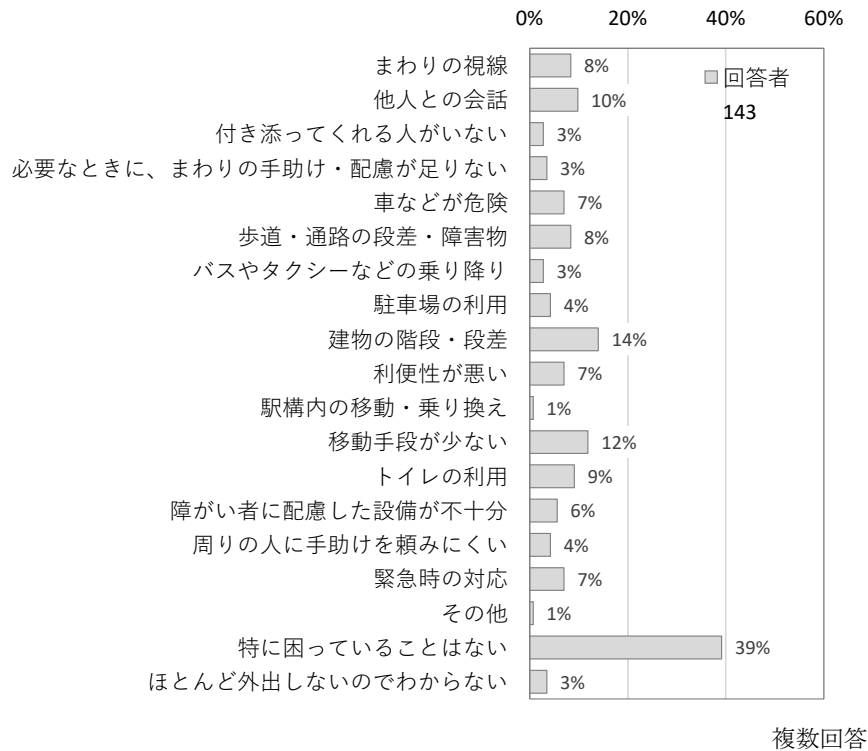
② 現在の収入

「年金・手当など」の割合が84%と最も高く、次いで「同居家族の給与・援助」の割合が20%、「勤め先の給与・賃金」の割合が16%となっています。



③ 外出の際に困ること

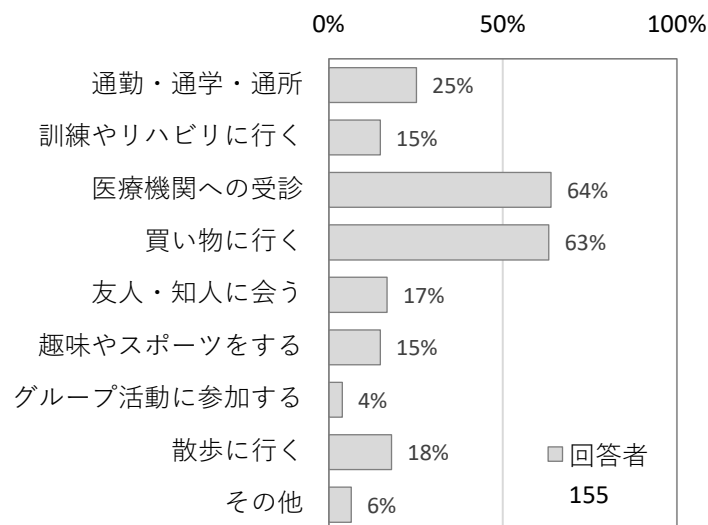
「特に困っていることはない」の割合が39%と最も高く、次いで「建物の階段・段差」の割合が14%、「移動手段が少ない」の割合が12%、「他人との会話」の割合が10%となっています。



④ 外出の目的

「医療機関への受診」の割合が64%と最も高く、次いで「買い物に行く」の割合が63%、「通勤・通学・通所」の割合が25%となっています。

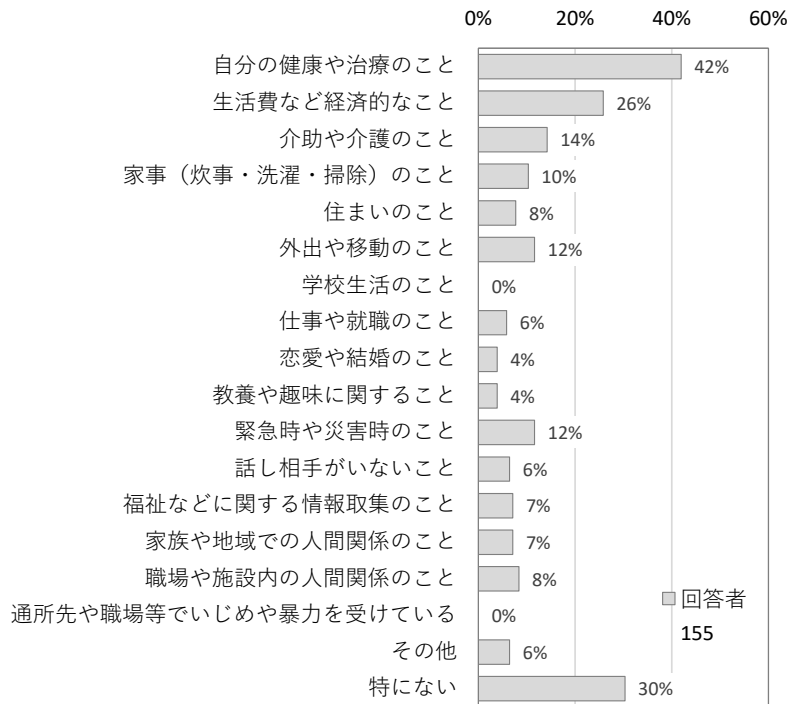
また、「買い物に行く」、「散歩に行く」、「友人・知人に会う」、「趣味やスポーツをする」など楽しみの活動での外出も多くあげられています。



(4) 相談について

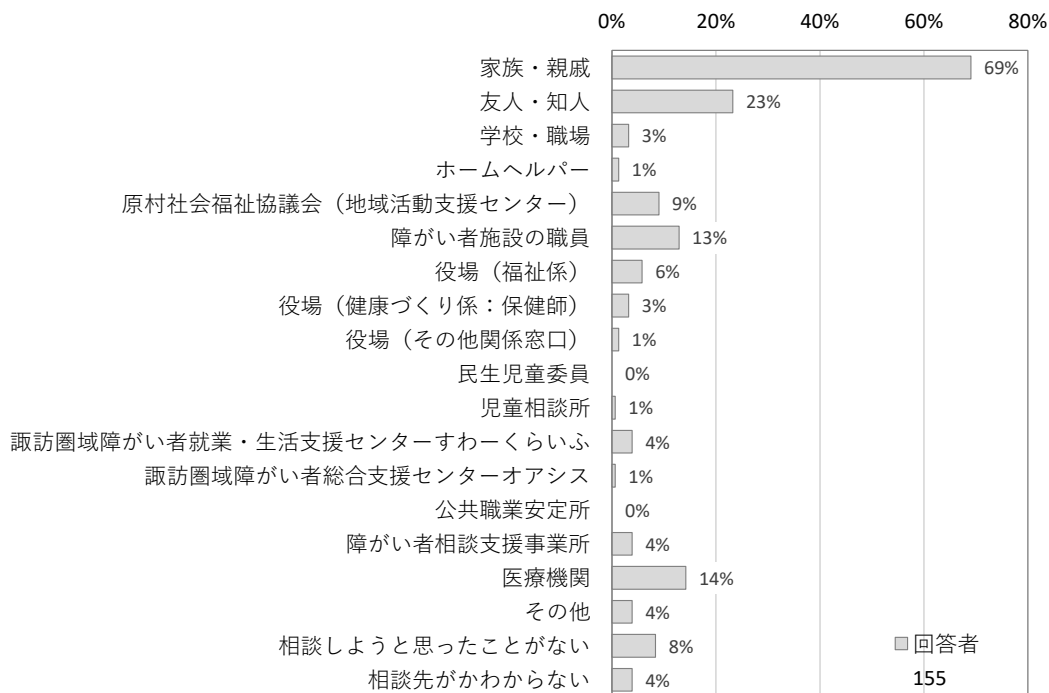
① 現在悩んでいることや相談したいこと

「自分の健康や治療のこと」の割合が42%と最も高く、次いで「特にない」の割合が30%、「生活費など経済的なこと」の割合が26%となっています。



② 心配ごとや悩みがあった場合の相談先

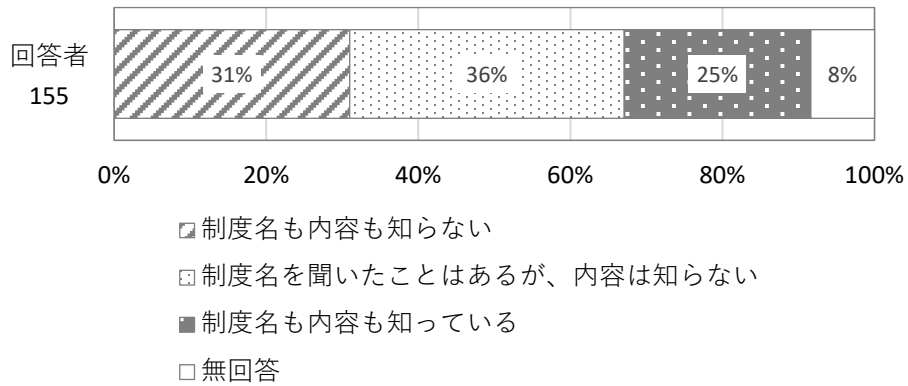
「家族・親戚」の割合が69%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が23%、「障がい者施設の職員」の割合が14%となっています。行政や福祉施設等において相談窓口を設置していますが、利用している方は少ない状況にあります。



(5) 権利擁護について

① 成年後見制度の認知度

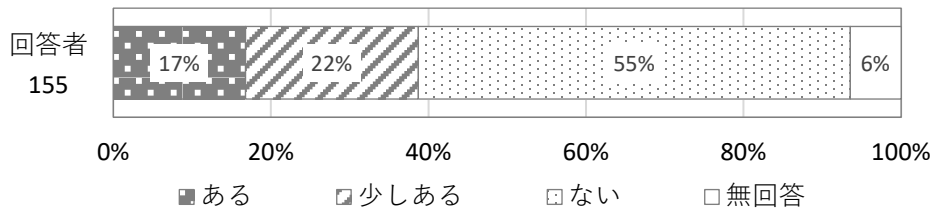
「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が36%となっており、「制度名も内容も知っている」の割合が25%にとどまっています。



(無回答を除く)

② 差別や人権侵害の有無

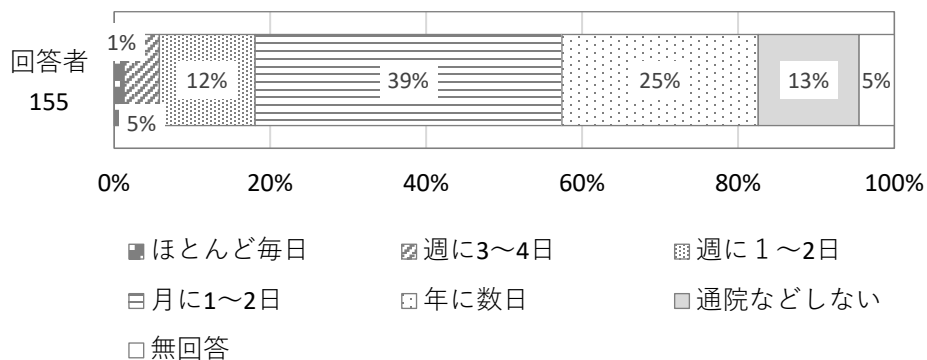
「ある」の割合17%、「少しある」の割合22%をあわせると、39%の方が差別や嫌な思いを経験しています。



(5) 保険・医療について

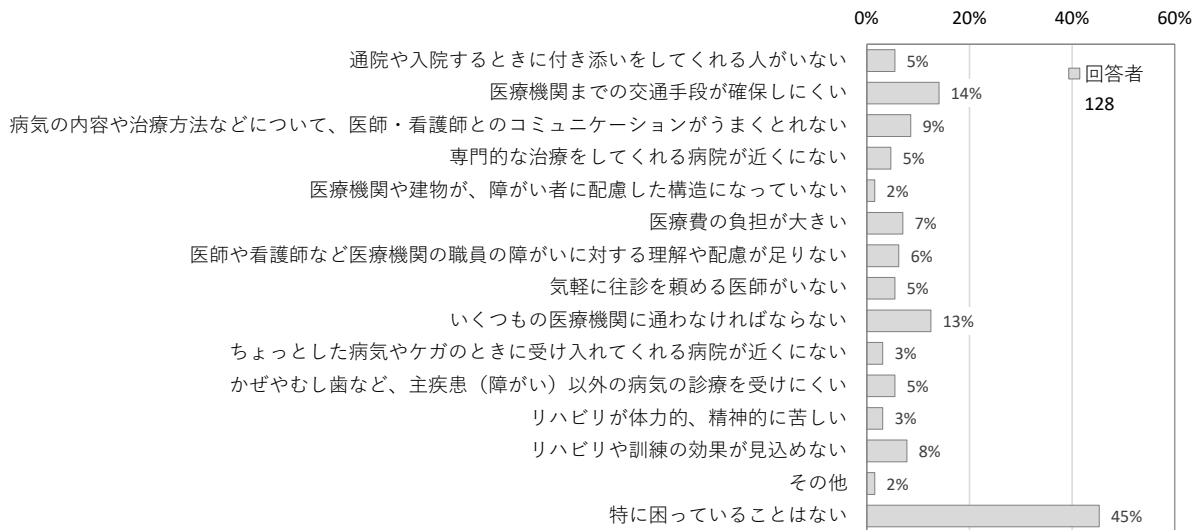
① 現在の通院状況(リハビリを含む)

「月に1~2日」の割合が39%と最も高く、次いで「年に数日」の割合が25%、「通院などしない」の割合12%となっています。



② 医療を受ける上で、困っていること

「特に困っていることはない」の割合が45%と最も高く、次いで「医療機関までの交通手段が確保しにくい」の割合が14%、「いくつもの医療機関に通わなければならない」の割合が13%となっており、移動に困っている方が多い状況です。



(7) 教育について

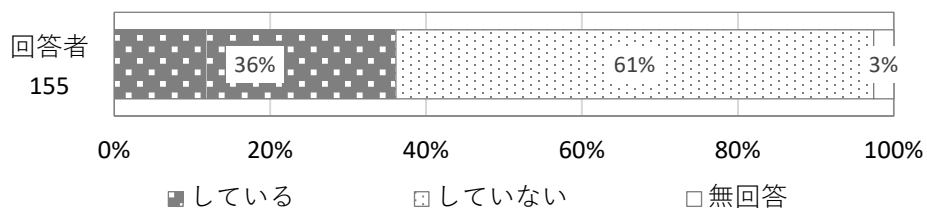
① 障がいのある児童・生徒の就学環境として希望すること

「特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」が2件、「その他」が1件、「わからない」が1件となっています。

(8) 就労について

① 現在の就労状況

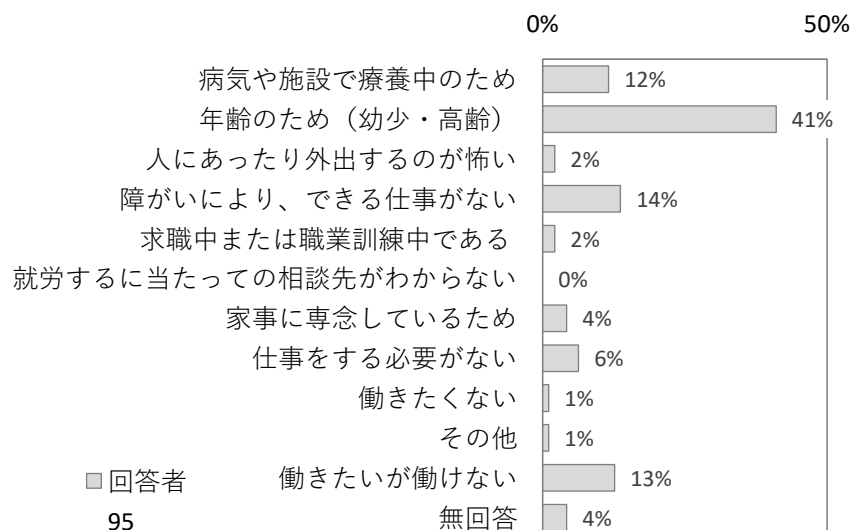
「している」の割合が36%、「していない」の割合が61%となっています。



② 働いていない理由

「年齢のため（幼少・高齢）」の割合が41%と最も高く、次いで「障がいにより、できる仕事がない」の割合が14%となっています。

また、「働きたいが働けない」方は10人（13%）となっています。

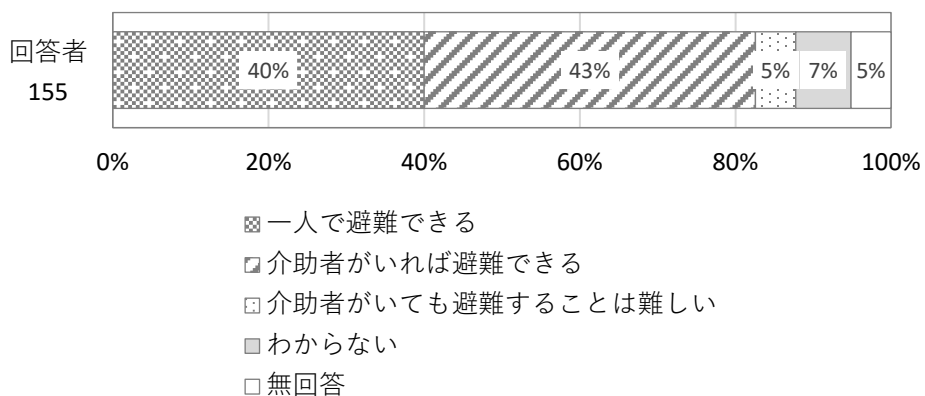


(9) 災害時等の支援について

① 災害時にひとりで避難できるかについて

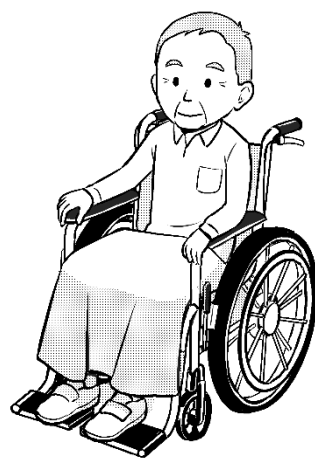
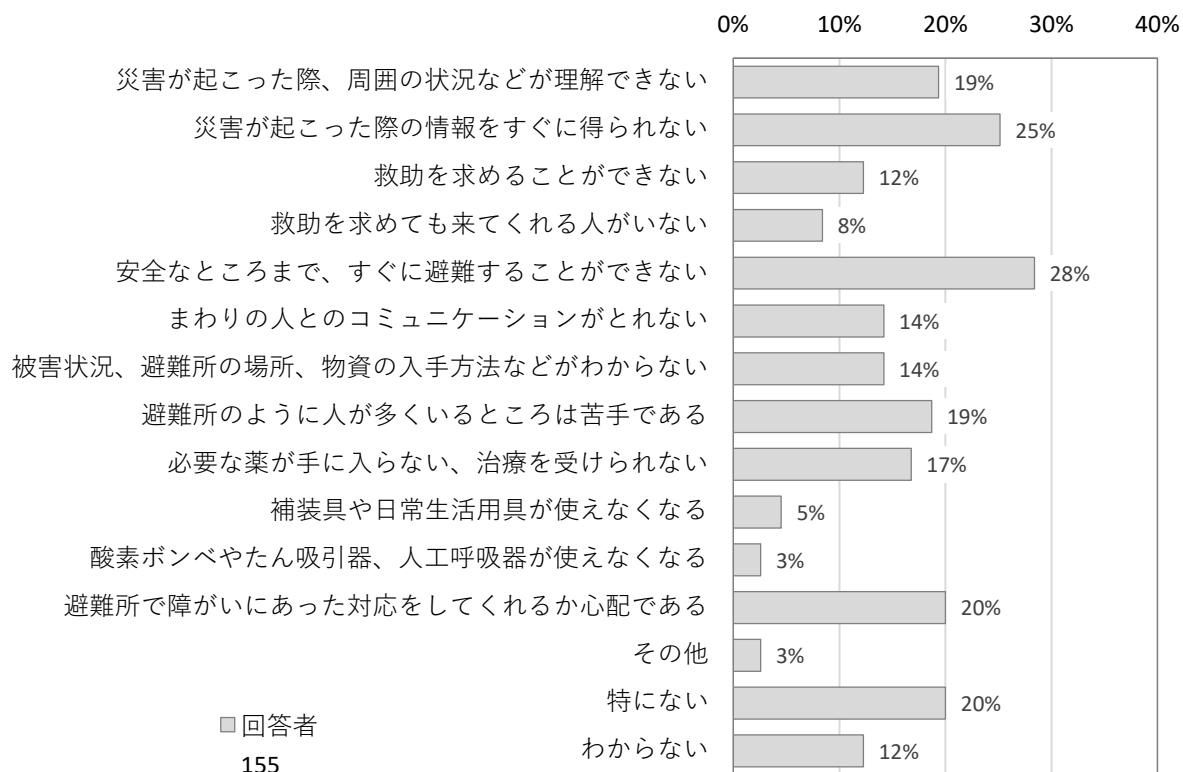
「介助者がいれば避難できる」の割合が43%と最も高く、次いで「一人で避難できる」の割合が40%となっています。

一方、「介助者がいても避難することは難しい」方が8人（5%）います。



② 災害のときに困ること

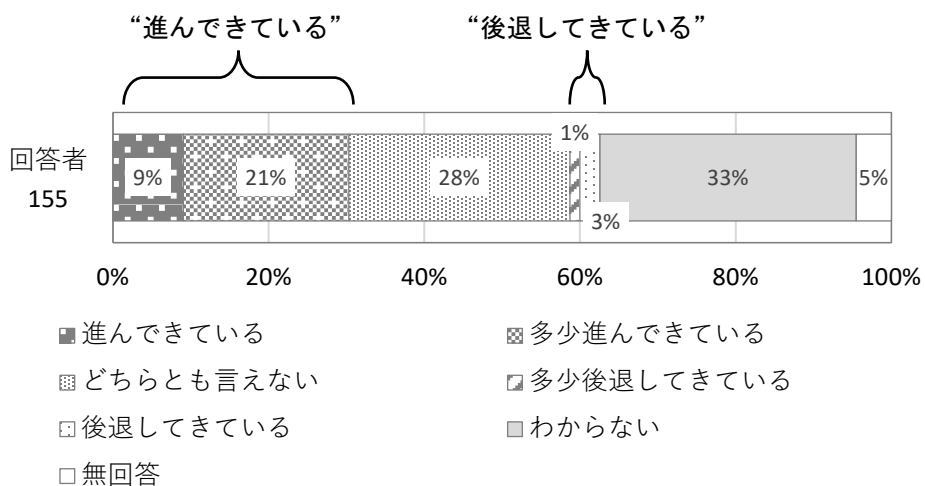
「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が28%と最も高く、次いで「災害が起こった際の情報をすぐに得られない」の割合が25%、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」、「特にない」の割合が20%となっています。



(10) 障がい者支援について

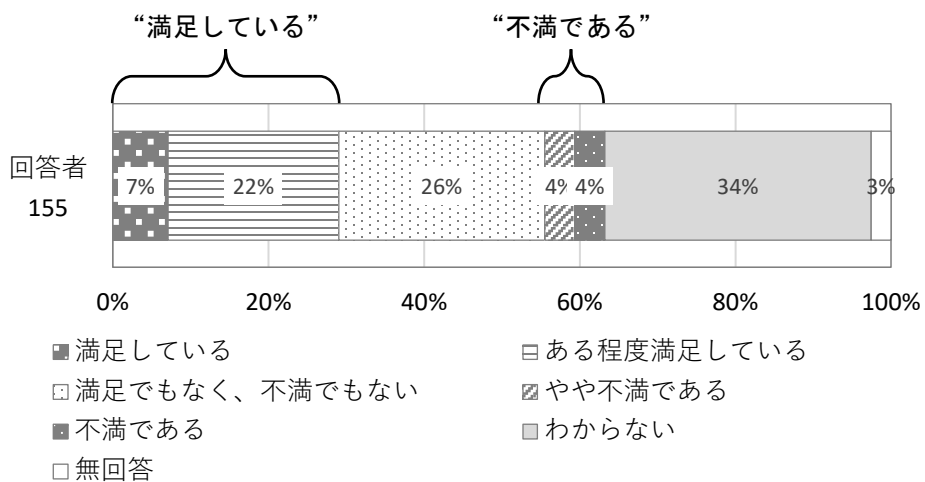
① 「障がい」に対して、広く住民の理解や地域・行政の社会的な支援の進捗について

「進んできている」と「多少進んできている」をあわせた“進んできている”の割合は30%、「多少後退してきている」と「後退してきている」をあわせた“後退してきている”の割合は4%となっています。



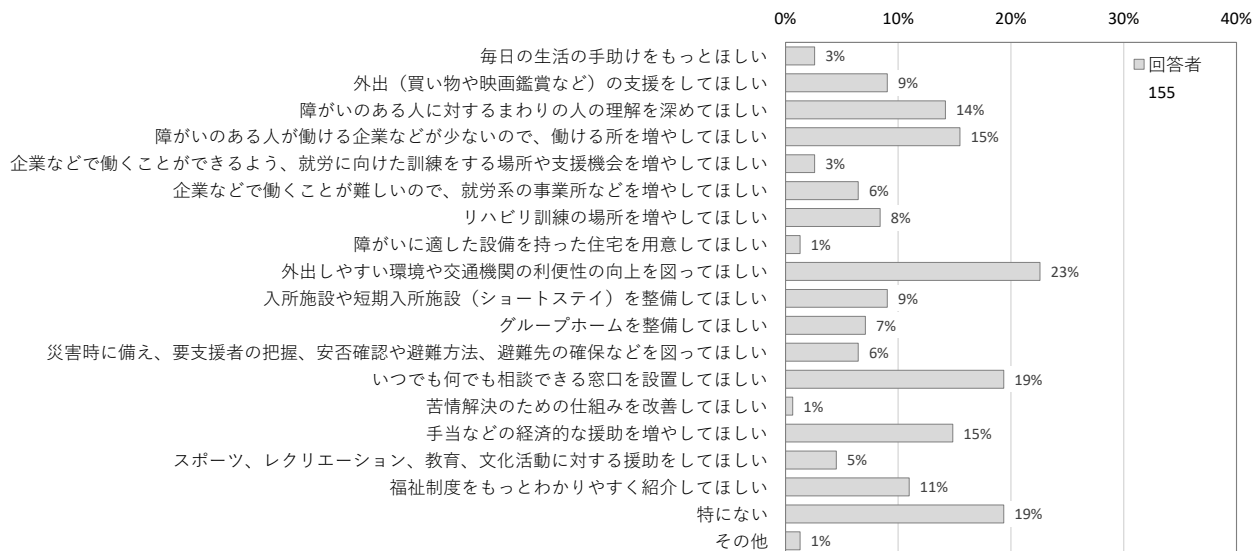
② 障がいのある人への支援やサービスの満足度

「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた“満足している”の割合は29%、「やや不満である」と「不満である」をあわせた“不満である”の割合は8%となっています。



③ 暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと

「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」の割合が23%と最も高く、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」の割合が21%となっています。



3. 現状と課題

統計データやアンケート調査結果等をふまえて、原村における障がい者福祉の課題について整理しました。

課題1 障がい者に対する理解の促進について

広報媒体やパンフレット等を活用し、積極的に啓発・広報を推進するとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるために民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等の協力のもと、障がいのある人との交流を進めてきました。

小学校・中学校では、障がいのある人への正しい理解と認識を深め、福祉教育を推進するために、福祉体験学習の機会充実等に努めてきました。

一方、アンケート調査では約4割の方が、差別や人権侵害など嫌な思いを経験しています。「障がい」に対する住民の理解や地域・行政の社会的な支援の進捗について「進んできている」と思う方の割合は、約3割にとどまっています。

また、アンケート調査では、外出の際に困っていることとして、「他人との会話」、「まわりの視線」、「周りの人に手助けを頼みにくい」など、他者とのかかわりに関する項目もあげられています。

国では、障がいのある人への差別解消に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されていますが、未だに、差別や嫌な思いをしている障がいのある人がいることがうかがえます。

障がいのある人が地域の中で生活していくためには、なお一層の障がいのある人に対する差別意識を無くすための理解と認識を促進させることが求められています。

障がいや障がいのある人への理解を促進するため、様々な媒体を活用し、積極的に啓発・広報を行っていくことが必要です。

また、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人への理解を目的とした、子どもから大人まで多くの住民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。特に、幼いころからの福祉教育等は重要であり、小学校・中学校における福祉体験学習の機会充実や障がいのある人との交流などを継続して取り組んでいくことが必要です。

課題2 相談しやすい環境づくりの推進について

「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を中心に相談支援事業所や民生児童委員、原村社会福祉協議会等と協働し、地域における相談ネットワークの充実を図ってきました。特に、民生委員の協力により、障がい者宅の訪問に取り組んできました。

関係相談窓口の連携を強化し、障がいの種別程度を問わず、障がいのある人が様々なサービスの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制の整備に努めてきました。

一方、アンケート調査では、「自分の健康や治療のこと」、「生活費など経済的なこと」など、様々な悩みを抱えている障がいのある人がいることがうかがえますが、これらの悩みについての相談相手は「家族・親族」が7割、「友人・知人」2割と身近な方が多く、行政や福祉施設等の相談窓口の利用や専門家への相談は少ない状況にあります。

アンケート調査では、暮らしやすくなるための施策として「いつでもなんでも相談できる窓口を設置してほしい」との要望も多くあげられており、相談窓口が認知されていない状況が分かります。

このため、これまで整備・充実してきた相談ネットワークが活用できるよう継続した情報発信を行い、本当に必要な方のみならず、広く住民の認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりが求められます。

あわせて、障がいを持っている本人や家族が、どのようなサービスや支援を受けられるか、誰でも分かるような情報発信が必要です。

課題3 権利擁護および虐待防止の推進について

障がいのある人の権利擁護の推進や障がいのある人に対する虐待防止にかかる周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制の確立に努めてきました。

一方、アンケート調査では、成年後見制度について「制度名も内容も知っている」方は約3割弱にとどまっており、「すでに活用している」方は1%と少ない状況にあります。

共生社会の実現には、日常生活や社会生活において、障がいのある人が活動を制限されたり、社会参加が制約されたりするなどの社会的障壁を取り除くことが重要であるとされています。

人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進すべく、制度の周知や制度利用のための支援に取り組んでいくことが必要です。

また、障がい者に対する虐待の防止についても、継続して取り組むことが必要です。

課題4 療育・保育・教育の充実について

障がい児及び発達上の課題がある乳幼児への早期療育体制を充実させるために、健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制の整備や、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援を進めてきました。これにより、療育が必要な児童に対し必要なタイミングで適切にサービスの紹介や提供が実現しています。

発達障がいのある子どもは増加しており、国が示すインクルーシブ教育の実現に向けては、現場での更なる支援が求められています。

今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくなどの体制及び連携の強化が求められており、重層的支援体制整備事業とも一体的に実施していくことが必要となります。

障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級による指導、特別支援学級という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や発達に関する相談、進路選択における相談支援を行える体制が求められています。特に、就学前における家庭教育の重要性については保護者への情報提供が求められます。



課題5 保健・医療・福祉サービスの充実について

障がいの早期発見、早期対応に向け、妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導體制の充実に努めてきました。

生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発を促進するとともに、専門的な医療を必要とする難病患者や障がいのある人に対しては、医療機関と連携を図り、適切な対応に努めてきました。

アンケート調査では、医療的ケアを受けている障がいのある人は3割以上、難病（特定疾患）の認定を受けている人は1割弱となっていますが、国では「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されるなど、医療的ケアを必要な障がいのある人や難病患者に対して、保健、医療、福祉サービスの連携を図っていくことが重要なものとなっています。

アンケート調査では、約7割が今後も「今のままの生活を続けたい」としており、住み慣れた自宅や地域での生活が望まれており、障がいのある人が地域で生活することができるよう、在宅福祉サービスや施設福祉サービス、地域生活支援の充実に努めてきました。

一方、アンケート調査では、暮らしやすくなるためには「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」など多くの要望が寄せられています。また、障がいのある人への支援やサービスに対し、「満足している」割合が約3割、「不満である」割合が1割弱となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療・福祉サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援につながるよう取組を推進していくことが必要です。

また、核家族化も進んでいく中で、家族だけの介助や世話だけでは自宅や地域での生活が成り立たなくなっていくことが想定されます。家族の負担軽減のための支援の充実が求められています。

課題6 就労・社会参加の促進について

障がいのある人の雇用の促進と安定を図るために、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がいのある人の就労支援を推進してきました。

また、外出支援事業や、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供などを行い、社会参加への支援や学習・スポーツ・文化活動等への支援を行ってきました。

アンケート調査では、4割弱の方が就労している一方、働きたいが働けない方も数名います。

障がいのある人の就労機会の拡大を図るためには、関係機関との連携により、就労につなげる支援体制を充実させるとともに、一般企業や行政機関等による雇用の促進や福祉就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

特に、障がいのある子どもが増加しており、卒業生の増加が見込まれることより、卒業後の受け入れ環境整備が求められています。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人となない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。



課題7 福祉のむらづくりについて

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、交通施設のバリアフリーの促進やユニバーサルデザインに考慮した建築の促進に努めてきました。

アンケート結果では、外出するときに困っていることとして、「建物の階段・段差」の割合が高くなっています。また、「利便性が悪い」「移動手段が少ない」と感じている障がいのある人がいます。

障がいのある人に対し、移動支援等の外出しやすい環境づくりや、ユニバーサルデザインに考慮したむらづくりを推進していくことが必要です。

防災対策の充実として、障がいのある人の災害時等の緊急事態に迅速に対応するため、地域支援ネットワーク体制の整備等を進めてきました。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていく必要があります。

アンケート調査では、地震や台風などの災害が発生した場合に、「介助者がいれば避難できる」「一人で避難できる」ともに約4割となっている一方、地震や台風などの災害時に困ると思われることとして、「災害が起こった際の情報をすぐに得られない」「避難所で障がいにあっただ対応をしてくれるか心配」の割合が高くなっています。

地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

原村における障がい者福祉施策の取組体制として、中心となる保健福祉課以外の他課も連携して取り組んでおり、取組が改善しやすい状況につながっています。今後も、福祉施策の取組推進を支える体制強化が求められています。



障がい者計画

1. 基本理念

原村障がい者計画では、前計画の基本理念を継承し、「障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う自立と社会参加のむら 原村」を基本理念として、計画を推進します。

基本理念

障がいの有無に分け隔てなく
共に理解し支え合う自立と社会参加のむら
原 村

2. 基本目標

基本目標1 障がい者に対する理解の促進

地域で共に暮らす障がいのある人とない人の相互理解のため、障がいへの正しい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向け、普及・啓発活動や、障がいのある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標2 相談しやすい環境づくりの推進

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、障がいのある人本人や家族など誰もがいつでも相談できるよう、関係機関との連携を図り、相談窓口の認知度向上やサービス内容の情報発信を推進します。

基本目標3 権利擁護および虐待防止の推進

障がいのある人とない人と平等に基本的人権を有するとして、人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進すべく、制度の周知や制度利用のための支援を推進します。

また、障がい者に対する虐待の防止についても取り組みを推進し、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

基本目標4 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実、家庭教育の重要性の啓発に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

基本目標5 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等が受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が身体 の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制の継続に努めます。

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実、家族支援の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

基本目標6 就労・社会参加の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

基本目標7 福祉のむらづくりの推進

生活環境の整備や防災対策の推進を図るとともに、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。



第4章

施策の展開

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合っ自立と社会参加のむら 原村

1 障がい者に対する理解の促進

(1) 啓発・広報の推進

(2) 福祉教育の推進

2 相談しやすい環境づくりの推進

(1) 相談ネットワークの充実

(2) サービス情報の入手に向けた支援

(3) 家族支援

3 権利擁護および虐待防止の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

(2) 虐待防止の推進

4 療育・保育・教育の充実

(1) 障がいの早期発見、早期対応の充実

(2) 療育・障がい児保育の充実

(3) 学校教育の充実

(4) 休日や放課後の生活の充実

(5) 連携・情報共有による支援

5 保健・医療・福祉サービスの充実

(1) 保健・医療との連携

(2) 地域生活支援とサービスの充実

6 就労・社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

(2) 社会参加への支援

(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援

7 福祉のむらづくりの推進

(1) 移動ニーズへの支援方策の充実

(2) 生活・住環境の整備

(3) 防災対策の充実

基本目標1 障がい者に対する理解の促進

(1) 啓発・広報の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての住民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、関係機関との連携等のさらなる充実を図ります。

【 主な取組 】

○積極的な啓発・広報の推進

- ・村の広報媒体やパンフレット等を活用し、積極的に啓発・広報を推進するとともに、障がい者週間に合わせて啓発を行うなど、さらなる啓発・広報を推進していきます。

○障がいのある人との交流機会の充実

- ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等での障がいのある人との交流を進めます。

○障がい者の生活支援の充実

- ・障がいのある人との交流機会を通じて地域における障がいのある人の生活支援を充実していくために、行政や相談機関とのつなぎ役を担っていただけるよう、啓発します。

(2) 福祉教育の推進

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

【 主な取組 】

○福祉体験学習の機会の充実

- ・障がいのある人への正しい理解と認識を深め、福祉教育を推進するために、福祉体験・実習の受け入れや、小中学校等に対し福祉体験学習の機会を充実していきます。

○障がい者福祉への理解の促進

- ・小中学校において、すでに実施している児童生徒の特別支援学級と通常学級との交流をさらに深め、地域住民と障がいのある人との相互交流・相互理解を促進します。

基本目標2 相談しやすい環境づくりの推進

(1) 相談ネットワークの充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【主な取組】

○地域における相談ネットワークの充実

- ・障がいのある人の身近な相談業務の充実を図るために、平成26年12月から諏訪圏域の基幹相談支援センターとなった「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を中心に相談支援事業所や民生児童委員、原村社会福祉協議会等と協働し、地域における相談ネットワークの充実を図っています。

○気軽に安心して相談できる体制の整備

- ・村内では、関係相談窓口の連携を強化し、障がいの種別程度を問わず、障がいのある人が様々なサービスの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制を整備します。

○相談窓口となる施設の利用促進

- ・「成年後見支援センター」や「地域活動支援センター」など相談窓口となる施設を知らない障がいのある人もいることから、さらなる情報提供を行い、利用促進を図ります。

○相談窓口や事業等の周知・啓発

- ・障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

(2) サービス情報の入手に向けた支援

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

【 主な取組 】

○情報入手の支援

- ・保健・医療・福祉に関する情報の一元化を検討し、障がいのある人が様々なサービスの情報を入手できるような支援を行います。

○環境整備の検討

- ・障がい者手帳を取得された方に向けたサービス案内の資料配布や、広報媒体を活用して提供する仕組みの充実を図るとともに、誰もが必要な情報を容易に入手できるような環境整備を検討します。

(3) 家族支援

障がいのある人本人や家族など誰もがいつでも相談できるよう、関係機関との連携を図り、相談窓口の認知度向上やサービス内容の情報発信を推進します。あわせて、障がいを持っている本人のみならず家族が、どのようなサービスや支援を受けられるか、誰でも分かるような情報発信に努めます。

【 主な取組 】

○家族支援を対象とした相談窓口や事業等の周知・啓発

- ・障がいのある人の家族も相談しやすい相談窓口の環境整備、家族がどのようなサービスや支援を受けられるか、誰でも分かるような情報発信に努め、家族の負担軽減につなげます。

基本目標3 権利擁護および虐待防止の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

【 主な取組 】

○成年後見支援センターの利用促進

- ・成年後見支援センターを知らない障がいのある人もいることから、さらなる情報提供を行い施設の利用促進を図ります。

(2) 虐待防止の推進

障がい者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

【 主な取組 】

○差別解消に向けた取組

- ・障がい者総合支援法や障がい者差別解消法の成立を踏まえ、市民後見人制度の周知や、差別解消に関する取組を行います。

○虐待の早期発見・早期対応

- ・障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制を構築します。

基本目標4 療育・保育・教育の充実

(1) 障がいの早期発見、早期対応の充実

身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

【主な取組】

○相談・指導体制の充実

- ・妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。

(2) 療育・障がい児保育の充実

保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化します。また、関係機関との連携を強化し、早期療育に向けた支援を行います。

【主な取組】

○早期療育体制の充実

- ・乳幼児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。3歳児未満の母子通園実施に向けた検討を行います。

○地域療育の連携の推進

- ・障がい児施設、保育所・幼稚園、学校をつなぐ地域療育の連携を進めるために、障がい児支援利用計画作成を個々に進め対応します。

(3) 学校教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

○障がいの種別や発達の状態の理解

- ・小・中学校では、関係機関と連携し、障がいの種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育支援と指導方法の工夫に努めます。

○相談活動の推進

- ・学校の教育や就学の相談に努めるとともに、将来にわたっての見通しが持てるように相談活動の推進に努めます。

○交流及び共同学習の機会の充実

- ・将来にわたって地域で暮らしていく礎とするためにも特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流及び共同学習の機会をさらに充実させます。

(4) 休日や放課後の生活の充実

障がい児通所支援事業所が増える中、障がいがある児童の療育を行う児童発達支援や放課後等デイサービスの支援については、各ガイドラインを活用し、専門的な知識・経験を有する従事者の配置を求めるなど、質の向上や支援内容の適正化を図ります。

【 主な取組 】

○正しい生活指導の実施

- ・昼間、保護者が家庭にいない長野県諏訪養護学校に通う児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対して正しい生活指導を行うとともに、児童生徒の健全育成を図るため、引き続き近隣市町と連携して原村養護学校学童クラブでの受け入れを進めます。また、放課後等デイサービス事業所を把握しサービス利用につなげていきます。

(5) 連携・情報共有による支援

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談・支援体制を充実します。

【 主な取組 】

○総合的な相談・支援体制の整備

- ・保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制を整備するとともに、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援します。

基本目標5 保健・医療・福祉サービスの充実

(1) 保健・医療との連携

医療的ケアが必要な障がいのある人の増加や、高齢で障がいのある人、精神障がいのある人等に対応した、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図り、地域で暮らし続けていくための協議を進めていきます。

健康診査や健康相談などの実施により、障がいの早期把握に努め、状態に応じた適切な支援を提供します。

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【主な取組】

○生活習慣病予防の促進

- ・障がいのある人の基本健診の受診を促進し、障がいの一因となる脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病予防に努めます。

○難病患者や障がい者に対する適切な対応

- ・専門的な医療を必要とする難病患者や障がいのある人に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。特に、精神障がい者にあつては、ケア会議等を通じて主治医との連携に努めていきます。

○制度の周知と利用の促進

- ・障がいのある人の医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

○健康相談、訪問指導の充実

- ・障がいのある人やその家族の健康の保持増進のため、健康教室等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発や健康相談、訪問指導の充実に努めます。

○迅速な情報提供

- ・医療機関や民生児童委員、その他関係機関からの連絡に基づき、保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供を図ります。

○専門家との連携、強化

- ・各医療機関や相談事業所等の専門家と連携、連絡によることで、各種サービスに関する強化を図ります。連携と強化していくことにより、包括的な教養を身につけ、各種サービスへとつなげていきます。

(2) 地域生活支援とサービスの充実

障がいのある人のニーズに応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

○ケアマネジメント体制の確立

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業は、サービス提供体制の質及び量の充実を図るとともに、利用者に対するケアマネジメント体制を確立します。

○障がい者の自立支援

- ・諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどと連携を図り、障がいのある人の自立を支援します。

○情報提供及び事業者との連携強化

- ・障がいのある人の自立促進を図るために、各施設との連携強化を図ります。また、サービスの情報提供及びサービス提供事業者とのさらなる連携強化を図ります。

○相談・作成ができる体制づくりの検討

- ・サービスの利用促進を図るため、原村社会福祉協議会で障がい者支援計画の相談・作成ができる体制づくりの検討を進めていきます。

○各種サービスの効果的な実施

- ・関係機関と連携し、障がいのある人のニーズを的確に把握し、障がいのある人に関する保健・医療・福祉・教育等にかかる各種サービスが効果的に実施されるよう、調整を図ります。

基本目標6 就労・社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【 主な取組 】

○障がい者雇用の啓発

- ・障がいのある人の雇用対策として、「障がい者雇用促進法」において、まず、企業に対しての障がい者雇用枠の障がい者雇用率制度があります。そして、障がいのある人の雇用の促進と安定を図るために、公共職業安定所などの関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行います。

○関係者との連携による就労支援の推進

- ・労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がいのある人の就労支援を推進します。

○就労定着支援サービスによる就労支援の推進

- ・「改正障がい者雇用促進法」により、事業主に対する「差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」等の遂行が一層求められるとともに、就労定着支援サービスとともに一層の就労支援を推進します。

○地域活動支援センターの運営

- ・地域活動支援センターの運営については、県の施策との整合を図りながら、運営内容の充実に努めます。

(2) 社会参加への支援

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

地域に根差して活動している団体を支援するとともに、活動を継続するため新たな担い手を確保していきます。

ボランティア活動や住民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

【 主な取組 】

○社会参加の促進

- ・社会参加を促進するために、引き続き外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しますが、通院を含め、移動手段を確保できない障がいのある人のための移送サービスについては、福祉輸送サービスで支援を行っています。

○手話通訳者やガイドヘルパーの養成、派遣

- ・障がいのある人の多様なニーズに応じたサービスを提供するため、手話通訳者やガイドヘルパーなどの養成や派遣に努めます。

○団体の育成・支援

- ・障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人やその関係者による地域住民とのかかわりをもった組織的活動が重要になります。障がい者関係団体やボランティア団体等の諸活動に対する助言、支援をはじめ、これら団体の育成・支援に努めます。

○情報の提供、相談の実施

- ・ボランティア団体等の活動を促進させるために、社会福祉協議会にボランティア活動の中核的役割を担うコーディネーターを設置し、情報の提供や相談、連絡調整等を行います。

○ボランティア活動の参加機会の拡充

- ・ボランティア講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図るとともに、学校や福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動の参加機会の拡充を図ります。

(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいがづくり活動を支援します。

【 主な取組 】

○広報・啓発活動の推進

- ・障がいのある人もない人も、誰もが気軽に学習の場やスポーツ、行事などに参加でき、文化・芸術活動の振興を図るため、広報・啓発活動を一層推進します。

○余暇活動の支援

- ・地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、余暇活動を支援します。

基本目標7 福祉のむらづくりの推進

(1) 移動ニーズへの支援方策の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

【主な取組】

○移動ニーズに対する支援

- ・外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 生活・住環境の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

【主な取組】

○バリアフリーの促進

- ・障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、バリアフリー法に基づき交通施設のバリアフリーの促進や公共施設の改修、新築等の整備にあつてはユニバーサルデザインに考慮して建築物のバリアフリーの促進に努めます。

○相談・支援体制の実施

- ・住宅改修に関する相談・支援体制も引き続き実施します。

(3) 防災対策の充実

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

【 主な取組 】

○支援体制の整備

- ・ 平常時から一人暮らしをはじめとする障がいのある人の実態等の把握に努めるとともに、支援が必要な方の個々の特性に応じた個別避難計画の策定を進めます。

○地域支援ネットワーク体制の整備

- ・ 障がいのある人の災害時等の緊急事態に迅速に対応するために、区をはじめ民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア活動団体、消防署、関係機関からなる地域支援ネットワーク体制の整備を進めます

○防災知識の普及・啓発

- ・ 災害時支え合いマップの定期的な更新をするとともに、障がい者の防災訓練への参加を促進します。



第 5 章

第 7 期障がい福祉計画

1 第 6 期障がい福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値 令和 4 年度	備考
令和 5 年度末までの 地域生活移行者数	1 人	0 人	国指針：令和元年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行
令和 5 年度末の 施設入所者数	13 人	11 人	国指針：令和元年度末時点の施設入所者数 から 1.6%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値			実績値	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回	0 回	5 回
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価	地域での 受け入れ 環境の整備 1 回	地域での 受け入れ 環境の整備 1 回	地域での 受け入れ 環境の整備 1 回	0 回	0 回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	実績値 令和 4 年度
地域生活支援拠点等の数	1 か所	諏訪圏域 1 か所
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証及び検討の回数 (回/年)	年 4 回以上検証、検討	7 回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績値（見込み）
令和5年度までの一般就労移行者数	3人	4人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人	2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	0人	0人
令和5年度までの一般就労移行者数 （生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練））	1人	0人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人（33%）	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値			実績値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有 基幹相談支援センターに委託	有 基幹相談支援センターに委託	有 基幹相談支援センターに委託	有 基幹相談支援センターに委託	有 基幹相談支援センターに委託
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	22回	25回	28回	22回	4回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	7件	8件	10件	7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	8回	9回	10回	13回	6回

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	目標値			実績値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	37人	8人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施	0回	0回

2 第7期障がい福祉計画における数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
地域移行者数	0人	1人	【国目標：6%以上】
施設入所者数	11人	10人	【国目標：5%以上削減】

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和8年度末目標値	目標値の設定
地域生活支援拠点等の数	諏訪圏域 1か所	【国目標：配置有】
コーディネーターの配置人数	諏訪圏域 1人	【国目標：配置有】
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	諏訪圏域 4回	【国目標：年1回以上】

② 強度行動障がい有者への支援体制整備

項目	令和8年度末目標値	目標値の設定
強度行動障がい有者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズ把握の実施	諏訪圏域 有
	支援体制の構築	諏訪圏域 有
	実施の体制	諏訪圏域自立支援協議会において令和5年度に実施した強度行動障がい者（児）の人数調査の結果に基づきニーズの把握地域課題の整理に取り組む
		【国目標：支援体制充実に向けた取組の実施】

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	令和3年度末 実績値	目標値			目標値の設定
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	
就労移行支援事業に係る移行者数	0人	1人	0人	1人	【国目標：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援A型事業に係る移行者数	1人	0人	1人	0人	【国目標：令和3年度実績の1.29倍以上】
就労継続支援B型事業に係る移行者数	0人	0人	0人	0人	【国目標：令和3年度実績の1.28倍以上】

② 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

項目	令和3年度末 実績値	目標値			目標値の設定
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	1人	1人	1人	1人	【国目標：令和3年度実績の1.41倍以上】

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和8年度末 目標値
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健分野 2人 医療(精神科)分野 1人 福祉分野 2人 介護分野 1人 当事者分野 1人 家族分野 1人 その他(ソーシャルワーカー等) 11人
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価の実施回数	地域での受け入れ環境の整備 1回

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	令和8年度末 目標値
基幹相談支援センターの設置の有無	諏訪圏域 有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	諏訪圏域 10 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	諏訪圏域 4 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	諏訪圏域 15 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	諏訪圏域 30 回
主任相談支援専門員の配置人数	諏訪圏域 2 人

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	令和8年度末 目標値
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6 回
参加事業者数・機関数	40 団体
協議会の専門部会の設置数	5 部会
協議会の専門部会の実施回数	30 回

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和8年度末 目標値
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1 人

② 障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

項目	令和8年度末 目標値
体制の有無	諏訪圏域 有
実施の方法	諏訪圏域 自立支援協議会を活用
実施回数	諏訪圏域 1 回

3 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 障がい福祉サービス、相談支援

① 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、必要な視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつの介護など、外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【必要な量の見込み】(※年間合計を12で除した1か月あたりの見込量)

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
居宅介護	利用時間 (時間)	68	81	91	109	109	123
	利用者数 (人)	5	6	6	8	8	9
重度訪問介護	利用時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用時間 (時間)	0	0	1	3	3	3
	利用者数 (人)	0	0	1	1	1	1
行動援護	利用時間 (時間)	0	0	0	2	2	2
	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

② 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。



【必要な量の見込み】（※年間合計を12で除した1か月あたりの見込量）

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
生活介護	利用日数 (人日分)	503	430	470	453	453	476
	利用者数 (人)	25	23	24	24	24	24
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日分)	53	27	22	22	22	22
	利用者数 (人)	3	2	1	1	1	1
就労選択支援	利用者数 (人)					1	2
就労移行支援	利用日数 (人日分)	41	26	22	22	44	44
	利用者数 (人)	2	2	1	1	2	2
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日分)	108	91	80	132	154	154
	利用者数 (人)	5	5	4	6	7	7
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日分)	139	148	187	264	264	286
	利用者数 (人)	9	10	11	12	12	13
就労定着支援	利用者数 (人)	1	1	1	2	2	2
療養介護	利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日分)	25	17	18	20	30	30
	利用者数 (人)	2	2	2	2	3	3
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日分)	1	2	2	2	2	2
	利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1

③ 居住系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	地域で単身生活をしている人の生活を支援するため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要な量の見込み】(※年間合計を12で除した1か月あたりの見込量)

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	0	0	1	1
共同生活援助	利用者数 (人)	10	14	14	14	14	15
施設入所支援	利用者数 (人)	14	12	11	11	11	11

④ 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援 (サービス利用支援・ 継続サービス利用支援)	障がい者の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成やその後の評価を行います。
地域移行支援	入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、緊急時の相談等に対応します。

【必要な量の見込み】(※年間合計を12で除した1か月あたりの見込量)

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
計画相談支援	利用者数 (人)	12	13	14	15	17	19
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	1

⑤ 発達障がい者に対する支援

サービス名	サービスの内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	ペアレントトレーニングは、行動を分析し、環境調整や子どもへの声のかけ方など、肯定的な働きかけを習得することで発達促進を行う子どもの行動変容を目的としたプログラムです。 ペアレントプログラムは、「行動で考える、行動を観る」ことに特化したプログラムで、保護者の思考変容を目的としたプログラムです。
ピアサポートの活動	障がい者やがん患者、アルコール依存など同じような悩みを持つ人たち同士で支えあう活動のことです。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数/年(人)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	実施者数/年(人)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	利用実人員(人)	0人	0人	0人	0人	0人	1人



(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また自立支援協議会を中心に地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
基幹相談支援センター	平成27年に設置された諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスを中心に、専門職員が、総合的・専門的な相談支援の実施等に取り組んでおり、諏訪地域の相談支援の中核的な役割を果たします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、専門的能力をもつ職員を基幹相談支援センター等に配置するとともに、基幹相談支援センター等が地域の相談支援事業者等への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障がい者に、入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
障害者相談支援事業	箇所	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	利用者数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	0	0	0	0	1

② 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの内容
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者の家庭・社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るとともに、相談支援等、福祉増進のため、手話通訳者を設置します。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	1

③ 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付等事業	重度の障がい者に対して、障がいの種類、程度に応じた日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の情報収集、意思伝達や意思疎通を支援する用具
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	0	0	1	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	0	2	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	138	120	110	120	130	130
居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	0	0	0

④ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の社会生活上必要なコミュニケーション手段の普及・確保のため、手話技術及び手話に関する基礎知識等を習得するための養成講座を開催します。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
手話奉仕員養成研修事業	修了者(人)	0	0	0	0	1	1

⑤ 移動支援事業

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について外出などの支援を行うことにより、地域での自立した生活及び社会参加を支援します。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
移動支援事業	利用者(人)	2	2	3	4	4	5
	時間	113	137	248	310	330	400

⑥ 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター事業	地域において就労が困難な障がい者に対し、生産活動の機会の提供、通所による創作活動、機能訓練、社会との交流促進等のサービスを提供して、障がい者の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
地域活動支援センター事業	利用者(人)	6	6	6	6	7	7

⑦ その他の事業

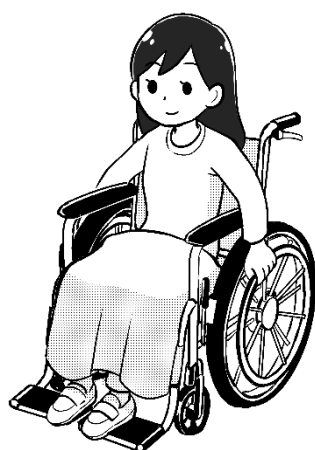
サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	日中において、障がいのある方の介護者が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います

【必要な量の見込み】

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
日中一時支援事業	利用者(人)	21	20	26	30	32	35
生活サポート事業	利用者(人)	2	2	0	0	1	1

⑧ 村単障がい福祉サービス事業（任意事業）

事業名	事業の概要	事業分類
原村医療費特別給付金事業 （障がい者）	身障3級以上、療育B1以上、精神2級以上、特定医療費（指定難病）受給者証等、育成・更生医療費受給者証、精神通院医療費受給者証を対象に医療費を給付。	医療
障がい者余暇活動事業	障がいのある人とその介護者のためのリフレッシュ事業として社協が実施する「希望の旅」に補助する。	文化・スポーツ・レク
重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業	重度心身障がい者の年60回を限度としてタクシー中型車初乗料金の額と迎車回送料金の合算した額を補助。	移動支援
身体障がい者用自動車改造助成事業	身体障がい用自動車改造に1件10万円を限度に助成する。	移動支援
原村障がい児等通所通園事業補助	社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図る。	移動支援
配食サービス	食事の調理が困難な一人暮らしの障がい者世帯（日中、障がい者のみになる世帯を含む）に弁当を提供し、（1食670円のうち370円補助）併せて安否の確認をする。	介護サービス
重度心身障がい者福祉年金支給事業	重度心身障がい者を6か月以上介護している者に所得条件を設け支給。	介護慰労金





第 6 章

第 3 期障がい児福祉計画

1 第 2 期障がい福祉計画における目標の進捗状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値 (見込み)
令和 5 年度末までに児童発達支援センター設置	設置済	設置済
令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	設置済	設置済
令和 5 年度末までに児童発達支援事業所及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	設置済	設置済
令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置済	設置済
令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0 人	0 人

2 第 3 期障がい児福祉計画における数値目標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

項目		令和 8 年度末 目標値	目標値の設定
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	体制の有無	諏訪圏域 有	国目標：市町村又は圏域に 1 カ所以上
	実施の体制	児童発達支援センターは地域の保育園等に対し専門的支援や助言を行うとともに障がい児通所支援事業所も保育所等訪問支援等を活用し保育所等と連携協力する体制をつくる	国目標：全市町村において推進体制の構築

② 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

項目	令和 8 年度末 目標値
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	諏訪圏域 2 人

3 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障がい児福祉サービス、相談支援

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日の通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、障がい児通所支援を利用するために外出することが困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
障害児相談支援	障がい児が通所支援等を利用する際に「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後も、定期的な見直し(モニタリング)により状況を確認します。

【必要な量の見込み】(※年間合計を12で除した1か月あたりの見込量)

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	見込
児童発達支援	利用日数 (日)	57	84	59	92	100	108
	利用児童数 (人)	7	11	8	12	13	14
放課後等 デイサービス	利用日数 (日)	34	49	44	57	65	73
	利用児童数 (人)	6	6	4	7	8	9
保育所等 訪問支援	利用日数 (日)	0	1	1	1	2	2
	利用児童数 (人)	0	1	1	1	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	利用児童数 (人)	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入 所施設	利用児童数 (人)	1	1	1	1	1	1
医療型障害児入 所施設	利用児童数 (人)	2	2	2	2	2	2
障害児相談 支援	利用児童数 (人)	3	9	3	10	11	12



計画の推進体制

関係機関との連携を図りつつ、住民の意見・提案を施策へ実効的に反映するための仕組みを構築し、住民のニーズと地域の特性を勘案しつつ、保健・医療・福祉分野のみならず教育分野なども含めた総合的な推進体制を確立します。

1 行政体制の整備

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、保健福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。また、計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの社会情勢の変化をふまえて、施策を展開していきます。さらに、諏訪圏域で行う担当者会議を通じ、近隣市町村との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

本計画をふまえ、関係各課と連携を図りながら、効率よく施策を実施するために、財源を確保します。

2 住民参加による推進体制の充実

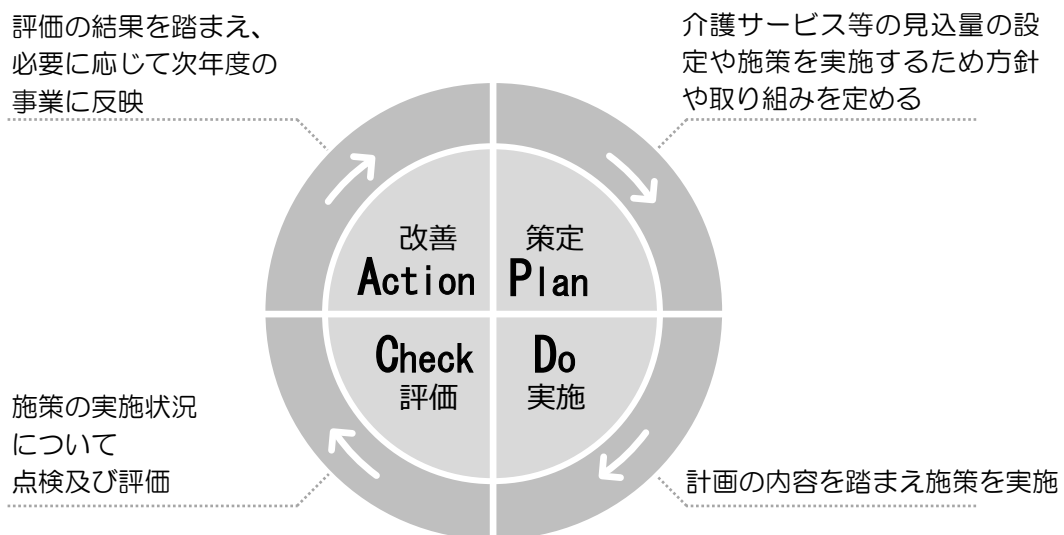
地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけでなく、関係団体やボランティア団体などの支援や協力が重要となります。そのため、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めます。

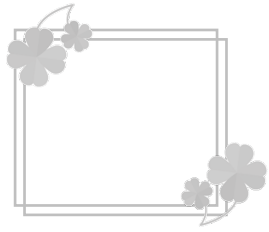
また、「原村障がい者福祉計画推進協議会」での意見や要望を聞きながら、計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画で掲げた施策は、保健福祉課を中心に、担当課において施策及び進捗点検を行います。また、「原村障がい者福祉計画推進協議会」の定期的な開催にあわせて、本計画の進捗状況を報告します。ここでは、P D C Aサイクルにより、計画の進行管理を行います。

- 計画の実施状況の評価等を行うための体制として、障がい者団体等で構成される外部組織と、庁内の関係者で構成される内部組織を置き、それぞれ連携して評価等を行います。
- 「障がい者総合支援法」のP D C Aサイクルに沿って、本計画で設定した成果目標の実績を評価・検討します。なお、目標の未達成の場合は、活動指標など、その課題等についても検討し、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。





資料編

1 用語説明

	ア 行	
--	------------	--

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

インクルーシブ教育

障がいのある児童も、可能な限り地域の同じ学校の同じクラスで、必要な援助や設備の提供を受けながら、教育を受けられるようにすること。インクルーシブ（Inclusive）には、「含めた、包括した」という意味がある。

	カ 行	
--	------------	--

ガイドヘルパー

脳性まひ等による肢体不自由者や重度の視覚障がい者、あるいは知的障がい者等が外出する時に付き添い、介護するホームヘルパーのこと。外出介護員。そのサービスを「ガイドヘルプサービス」という。

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障がい者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

	サ 行	
--	------------	--

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

成年後見支援センター

成年後見制度についての疑問や困りごとについての相談窓口。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅で障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方。

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人、子どもの地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

専門性の高い教員や施設・設備等による、教育的支援の必要性が大きい児童・生徒の教育を担うとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす学校。従前は盲学校・聾学校・養護学校。

	ナ 行	
--	------------	--

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活用具

障がい者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

	ハ 行	
--	------------	--

発達障がい

発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、以下のものがある。

- ・ **アスペルガー症候群**

自閉症と同じ特徴であるが、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。

- ・ **学習障がい（LD）**

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

- ・ **自閉症**

①社会性の問題、②コミュニケーションの問題、③特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。

- ・ **注意欠陥多動性障がい（ADHD）**

注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるより先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られる。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がい者が、各就労系事業所等で職業訓練等を受けながら働くこと。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

法人後見

法人が成年後見人として業務を担うこと。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。

リハビリテーション

障がい者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本理念となっている。



2 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和5年12月15日	第1回原村障がい者福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査報告 (2) 現行計画の進捗状況と次期計画策定のための課題抽出 (3) 今後のスケジュールについて
令和6年1月26日	第2回原村障がい者福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前回委員会でのご意見と計画への反映について (2) 計画（素案）について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年2月16日 ～2月29日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・原村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について意見の募集
令和6年3月11日	第3回原村障がい者福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画案について (2) 今後のスケジュールについて

3 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例

平成21年3月25日条例第4号

(設置)

第1条 原村障害者福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、原村障害者福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、計画の実施や具体的施策に関する意見、提案及び計画の進捗状況について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、福祉に関する団体等並びに住民のうちから村長が委嘱し、8人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年原村条例第4号）により支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

原村障がい者福祉計画

障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集：原村 保健福祉課

〒391-0104

長野県諏訪郡原村 6649-3(原村地域福祉センター内)

電話：0266-79-7092

FAX：0266-79-7093

「第9期 原村高齢者福祉計画」「原村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、原村ホームページの他、原村地域福祉センター、原村図書館で閲覧可能です